



# 消費生活

# サポーター通信

令和2年度第10号

今月のテーマ

## 簡単に儲かる!? 情報商材に注意!

### 事例

簡単に稼げる!

40万円必要



・新型コロナウイルスの影響で仕事も給料も減り困っていたところ、「在宅で簡単に稼げる副業」というネット広告を見つけた。

・申込みしたところ、「**40万円**でマニュアルを購入しその通りにすれば絶対に稼げる」、「**すぐに元は取れる**」と言うので、消費者金融から**借金**して支払った。

・届いたマニュアルを読んだが全く理解できず、**稼げないので解約を申し出たが断られた**。借金の返済ができない。



### アドバイス

#### 情報商材とは

「高収入を得るノウハウ」などと称し、ネット等で販売されている情報。購入後、冊子が送られてきたり、動画やメールで配信される。



#### 「簡単に儲かる」などの甘い話はありません!

情報商材は契約前に中身を確認することができません。購入したが説明と違い、全くお金を稼ぐことができないというトラブルが多く発生しています。**広告などの甘い言葉につられて安易に業者に連絡をしてはいけません。**



#### 勧誘されてもきっぱり断る

消費者に借金をさせてまで契約をさせようとする業者もあります。「すぐに元を取れる」などの言葉を鵜呑みにせず、怪しいと思ったら、きっぱりと断りましょう。



#### 不安に思ったり、トラブルになったときはすぐに相談する

**情報商材の契約は、契約の取消やクーリング・オフができることがあります。**一人で悩まず、早めに消費生活センター等に相談しましょう。

◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎

いやや **188**



(お近くの消費生活センターにつながります)

令和3年1月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9:00~17:30 土・日・祝日10時~16時 (年末年始休み))

公式LINEできました

友達登録方法

右のQRコードを読み込む



または

LINEの「友だち追加」から  
「@638mbqrp」をID検索する